

障害福祉サービス事業所 各位
障害児通所支援事業所 各位

木津川市健康福祉部社会福祉課

新型コロナウイルス感染症の対応に伴う障害福祉サービス及び障害児
通所支援の特例的な取扱いについて

平素は、市社会福祉行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の対応に伴う障害福祉サービス及び障害児通所支援の特例的な取扱いについて、市町村が認める報酬の対象を「新型コロナウイルスの対応に伴う障害福祉サービスの特例的な報酬の対象について（令和 2 年 4 月 1 4 日付け事務連絡）」及び「新型コロナウイルスの対応に伴う放課後等デイサービス事業所等の特例的な報酬の対象について（令和 2 年 4 月 1 4 日付け事務連絡）」においてお示ししているところです。

今般、令和 5 年 5 月 8 日から新型コロナウイルス感染症の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の位置づけが「5 類感染症」に変更されたことから、今後の取扱いについては下記のとおりとしますので、ご留意をお願いいたします。

記

1 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護

従前の特例的な取扱い	令和 5 年 5 月 8 日以降の取扱い
感染リスクを下げるため、訪問時間を可能な限り短くする工夫を行った結果、サービス提供が短時間になった場合の報酬の算定を可能とする	特例的な取扱いを終了します。
感染リスクから訪問が難しい状態であって、電話等により家族等に代わって健康面の確認や情報提供、話を聞くこと等による心理的支援等の相談支援を行う場合、サービス等利用計画案に位置付けられ、支給変更の決定を受けることで居宅介護としての算定を可能とする	特例的な取扱いを終了します。

2 就労移行支援、就労継続支援

「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A 型、B 型）における留意事項について」の一部改正について（令和 3 年 3 月 3 0 日付け障障発 0 3 3 0 第 2 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）」の 2 の（3）のとおり、新たな生活様式の定着を見据え、本人の希望や特性を踏まえた上で、従前の特例的な取扱いを令和 3 年度以降は常時の取扱いとしています。

	令和 3 年度以降の取扱い
対象者要件	在宅でのサービス利用を希望し、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市が判断した者

報酬算定要件 (①から⑥までの全てに該当する場合)	<p>① 生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援が行われるとともに、在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューが確保されていること。</p> <p>② 在宅利用者の支援にあたり、1日2回は連絡、助言又は進捗状況の確認等のその他の支援が行われ、日報が作成されていること。また、作業活動、訓練等の内容又は在宅利用者の希望等に応じ、1日2回を超えた対応も行うこと。</p> <p>③ 緊急時の対応ができること。</p> <p>④ 在宅利用者が作業活動、訓練等を行う上で疑義が生じた際の照会等に対し、随時、訪問や連絡による必要な支援が提供できる体制を確保すること。</p> <p>⑤ 事業所職員による訪問、利用者による通所又は電話・パソコン等のICT機器の活用により評価等を一週間につき1回は行うこと。</p> <p>⑥ 原則として月の利用日数のうち1日は事業所に通所又は電話等の確認により、訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。また、事業所はその通所のための支援体制を確保すること。</p>
------------------------------	---

3 自立訓練、生活介護

従前の特例的な取扱い	令和5年5月8日以降の取扱い
通所利用が困難で、原則として上記の①から⑥までの要件のいずれにも該当する場合に限り、報酬の算定を可能とする	特例的な取扱いを終了します。ただし、事業所において通常のサービスの提供が困難になり、利用者が通常のサービスを受けられなくなった場合は、市にご相談ください。

4 児童発達支援、放課後等デイサービス

従前の特例的な取扱い	令和5年5月8日以降の取扱い
サービス事業所の設置地域で感染が確認されており、職員や利用者に感染のおそれがある状況で、幼児児童生徒が新型コロナウイルスに感染することをおそれ、事業所を欠席する場合であって、市が必要と認める場合、特例的な利用として算定を可能とする（支援については、自宅の訪問を原則とするが、感染の防止の観点から玄関先での対応や音声通話、Skypeなどの活用による支援に替えても差し支えない）	特例的な取扱いを終了します。ただし、事業所において通常のサービスの提供が困難になり、利用者が通常のサービスを受けられなくなった場合は、市にご相談ください。

5 障害福祉サービスの更新申請時の手続き

従前の特例的な取扱い	令和5年5月8日以降の取扱い
本来提出を求めている申請書等の記載を出来る限り省略し、「サービス等利用計画案又はケアプラン」の提出をもって、申請の意思があるものとして職権処理を行う	特例的な取扱いを終了し、障害福祉サービスの更新を希望される場合は、「サービス等利用計画案又はケアプラン」に加えて申請書等の提出を必要とします。

※その他臨時的な取扱いの運用については、厚生労働省ホームページをご参照ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00097.html